

お助け

# からげん

第12



黒崎さん(仮名)のケース



## 忘れた頃にやってきた! 原野商法の二次被害!

### 原野商法の二次被害

約30~40年前、開発の見込みがほとんどない原野や山林を時価の何倍もの価格で売りつけるという原野商法が相次ぎました。

それらの被害者に対して土地を買い取る上で、「除草」「土地区画の測量、整地」が必要などと理由をつけて費用を請求する手口です。



「土地を買い取りたい人がいる」などのセールストークをうのみにしないで!

ちょっと待って!

業者と連絡が取れずお金を取られたままになるケースが圧倒的に多いです!!

こうなる前に消費生活センターに相談を!



消費者ホットライン (お近くの相談窓口にかかります!)

# TEL 0570-064-370

埼玉県消費生活支援センター

川口 TEL 048-261-0999

春日部 TEL 048-734-0999

川越 TEL 049-247-0999

熊谷 TEL 048-524-0999